

「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>第1章 総則</p> <p>1. (略)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出 (追加)</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. (同左)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. 「未成年者口座廃止届出書」の提出 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) 当金庫に未成年者口座を開設している申込者は、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関等に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>(3) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) 申込者がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日または 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」（申込者がその年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月 30 日または 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、申込者が 1 月 1 日において 17 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3. (削除) 継続管理勘定の設定</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の15. から17.、19. および25. (1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者がその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当金庫に申込者の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（申込者がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（追加）または継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（申込者がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および23. (1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p>

旧	新
<p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>イ. (追加) 未成年者口座開設届出書(追加)の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～8. ((略)</p> <p>9. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。</p> <p>② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および16. ②において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限り、)または贈与をしないこと(追加)</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>10. ～11. (略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>イ. 未成年者口座開設届出書の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ. (同左)</p> <p>②～③ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>6. ～8. (同左)</p> <p>9. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、申込者がその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。)を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。</p> <p>② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および16. ②において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限り、)または贈与をしないこと。</p> <p>イ. ～ホ. (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>10. ～11. (同左)</p>

旧	新
<p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>12. ～15. (略)</p> <p>16. 課税管理勘定の金銭等の管理 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる投資信託の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る投資信託につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。</p> <p>17. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止</p> <p>上記15. もしくは16. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>18. (略)</p> <p>第4章 口座への入出金</p> <p>19. (略)</p> <p>第5章 代理人による取引の届出</p> <p>20. ～21. (略)</p> <p>第6章 その他の通則</p> <p>22. (略)</p> <p>23. 未成年者口座または課税未成年者口座を通じた取引</p> <p>(1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託(未成年者口座への受入れである場合には、上記</p>	<p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>12. ～15. (同左)</p> <p>16. 課税管理勘定の金銭等の管理 (同左)</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる投資信託の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る投資信託につき災害等(削除)による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。</p> <p>17. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止</p> <p>上記15. もしくは16. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等(削除)による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>18. (同左)</p> <p>第4章 口座への入出金</p> <p>19. (同左)</p> <p>第5章 代理人による取引の届出</p> <p>20. ～21. (同左)</p> <p>第6章 その他の通則</p> <p>22. (同左)</p> <p>23. (削除) 課税未成年者口座を通じた取引</p> <p>(1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、(削除) 課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託((削除) 上記13. に規定する投資信託をいいます。) に関</p>

旧	新
<p>3. (1)に規定する投資信託をい、課税未成年者口座への受入れである場合には、上記1 3. に規定する投資信託をいいます。) に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、課税未成年者口座を利用した定時定額購入取引に係る契約として取り扱わせていただきます。2024年以降の定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、2023年12月22日までに当金庫へお申し出ください。</p> <p>2 4. (略)</p> <p>2 5. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する(追加)非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>2 6. 届出事項の変更</p> <p>(追加)未成年者口座開設届出書(追加)の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく(追加)未成年者口座異動届出書(追加)を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>2 7. 契約の終了</p> <p>(略)</p> <p>① 申込者または法定代理人が当金庫に対して(追加)未成年者口座廃止届出書(追</p>	<p>する取引に関しては、取引の都度、(削除)課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、課税未成年者口座を利用した定時定額購入取引に係る契約として取り扱わせていただきます。(削除)定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、(削除)当金庫へお申し出ください。</p> <p>2 4. (同左)</p> <p>2 5. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して(削除)租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で(削除)同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約(削除)が締結されたものとみなします。</p> <p>2 6. 届出事項の変更</p> <p>「未成年者口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「未成年者口座異動届出書」を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>2 7. 契約の終了</p> <p>(同左)</p> <p>① 申込者または法定代理人が当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出</p>

旧	新
<p>加)を提出した場合 当該提出日</p> <p>② (略)</p> <p>③ 申込者が当金庫に対して (追加) 未成年者出国届出書 (追加) を提出した場合 出国日</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により (追加) 未成年者口座廃止届出書 (追加) の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、 (追加) 未成年者口座開設者死亡届出書 (追加) の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ (略)</p> <p>28. ～ 30. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 1 月制定) (平成 28 年 7 月改正) (平成 29 年 11 月改正) (平成 31 年 1 月改正) (令和 2 年 3 月改正) (令和 3 年 4 月改正) (令和 4 年 4 月改正) (令和 4 年 4 月改正) (令和 5 年 1 月改正) (令和 5 年 11 月改正)</p>	<p>した場合 当該提出日</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 申込者が当金庫に対して 未成年者出国届出書 を提出した場合 出国日</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により 未成年者口座廃止届出書 の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、 未成年者口座開設者死亡届出書 の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>28. ～ 30. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 1 月制定) (平成 28 年 7 月改正) (平成 29 年 11 月改正) (平成 31 年 1 月改正) (令和 2 年 3 月改正) (令和 3 年 4 月改正) (令和 4 年 4 月改正) (令和 4 年 4 月改正) (令和 5 年 1 月改正) (令和 5 年 11 月改正) (令和 7 年 4 月改正)</p>